

Homo Pugnans

—墓碑銘に見る剣闘士 (gladiator) の生と死—

梶田 知志

1. はじめに

《Homo Pugnans》とは、ラテン語で「闘う者」を意味する。

紀元前3世紀中葉¹以来、古代ローマにおいて開催されていた見世物「剣闘士闘技」*munus gladiatorium*, *gk. μονομαχία*)において、剣闘士 (*gladiator*, *gk. μονομάχος*) と呼ばれる者たちが、熱狂する観衆の視線の中、死の可能性すら孕む危険な闘いを繰り広げていた。彼ら — といってもそのうちのごく一部であったろうが — には、その死にあたって、主に近親者や同僚の手により、大小様々な葬送記念物が捧げられた。そこに刻まれた銘文は、一見すると通常のローマ市民のそれと変わらない定型句で溢れており、別段特異な印象を受けるものではない。しかし、今日残された多くの事例において、見世物での戦績 (*n. pl. pugnae vel v. inf. pugnare*)、数々の称号、さらに生前の故人の姿を想起させる浮彫装飾といった特有の要素が、野辺に送られた者たちが剣闘士として生きた証として刻まれ、その葬送記念物を特徴づけている。そして、それらの銘・装飾は、いずれも彼らの生業から生み出された表象である。

剣闘士として生き、死ぬこと (社会の中で「剣闘士」として自らを位置づける・自らが位置づけられること) は、見世物における「闘い」と不可分である。ゆえに、彼ら剣闘士は、実存的な意味においても、また象徴的な意味においても、まさに《Homines Pugnantes (闘う者たち)》であったと言える。本稿では、彼ら剣闘士の葬送記念物に刻まれた墓碑銘を手がかりに、《Homo Pugnans》たる剣闘士の生と死の在り様を考察し、その史料としての重要性・価値を探ることを試みようと思う。

2. 問題意識の起点・研究の意義

2.1 古代ローマ社会史の枠組と社会像

まず本題に入る前に、国内における現在までの関連研究の動向²を考慮して、本研究における筆者の問題意識の起点及び研究の意義について述べようと思う。今日、古代ローマ史研究は、長きにわたる諸研究者たちの研鑽・営為を通じて専門細分化されているが、本稿で取り扱う剣闘士闘技を含む見世物に関わる事象は、

¹ 古代ローマにおける剣闘士闘技の最初の興行例は、紀元前264年、都市ローマの「牛の広場 (Forum Boarium)」において、ユニウス・ブルトゥス・ペラ (Iunius Brutus Pera) なる人物の葬儀の際、彼の二人の息子 (マルクス Marcus とデキムス Decimus) が行ったものと伝えられている (Auson. *Ecl.* 23. 33-4; *Griph.* 16. 36-7; *Liv. Per.* 16; *Serv. A.* 3. 67; *V. Max.* 2. 4. 7)。

² これまで国内において剣闘士闘技に関連する専門的な研究が行われたことは殆どなく、必然的に邦語の文献も極めて限られている。しかし、近年は国内でも新しい動向が見られるようになってきた。まだ海外に比べ層が薄いのが現状であるが、その中でも特に参照すべきものとして、本村凌二「パンとサーカス —地中海都市における民衆文化のひとつの原像として」(『地中海学研究』9、1986年、7-14頁) 佐野光直「剣闘士競技とローマ社会 —ポンペイの事例から」(『人文知の新たな総合に向けて (21世紀COEプログラム「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」第5回報告書 下巻)』、京都大学大学院文学研究科、2007年、1-30頁) 同「帝政前期ローマにおける剣闘士競技の社会的機能 —ガリア・ナルボネンシスの都市ネマウスの事例から—」(『西洋史学』230、2008年、90-111頁) を挙げておく。

主に社会史という領域（というよりも、それ自体様々な視点を包摂するものであるため、単に研究の「方向性・志向性」にすぎないかもしれないが）において研究されている。そうした古代ローマ社会史の全動向をここで詳らかにすることは、紙幅の都合上、あるいは筆者の力量不足ゆえに不可能であるが、少なくともそれらが概ねローマ市民をその研究対象としているとすることに異論の余地はないであろう。

当然のことながら、これは我々に残された史料が、基本的にローマ市民—とりわけそうした「作品」を執筆し、頒布し得た一部の政治的・知的エリート層—の手によるものであり、そこから感得される歴史像が、彼らの意識や視野によって必然的に規定されるという事情に起因すると考えられる。しかし、問題は、我々が当時の社会の在り様を思い描く際、そうした事情を看過し、無意識に「古代ローマ社会」を「古代ローマ市民社会」と等しく見做してしまう傾向にある。すなわち、市民権の有無を基準として社会の各構成要素を分類し、権力の大小あるいは富の多寡に従って配置・格付けしたものをもって「社会の全容」としがちである、ということである。

このことは、しばしば参照されるアルフェルディ (G. Alföldy) の「身分秩序のピラミッド³」によく表れていると思われる。これは、帝政期におけるローマ社会の身分・階層秩序を図式化したものである。まず、ピラミッドの中段よりやや上寄りの位置に水平線を引き、それより上には、皇帝を頂点とするある種の特権を有する者たちを社会上層として、それより下には、生来自由人 (ingenuus) 被解放自由人 (libertus) 奴隷 (servus) によって構成される都市及び農村の「民衆 (plebs)」を社会下層として配置する。

確かに、このような社会構造を想定することは、所謂「身分制社会」を考察する場合、十分な妥当性を有すると思われる。事実、社会の各構成要素の法的な位置づけ、ないし出自が、構成員の行為の可能性を規定する社会において、その構造がこうしたピラミッド状に帰結することは明白であろう。だが、こうした一面的で静的な社会モデルには弱みがないこともない。

第一に、当該モデルにおいて、ピラミッド状に配置された各構成要素は等質の「個」の集団として認識されているが、実際、そうした「個」の間には、それぞれの能力や性質により差異があったことは疑うべくもない。また、同じ構成要素に属する者たちが、必ずしも同じ意識・認識により行動していたとは限らないだろう。さらに、各構成要素のそれぞれの接点が一つ上の（あるいは下の）要素のみに限定されており、例えば、皇帝と民衆、元老院議員と地方の都市参事会員といった、ピラミッド上、接点を持たない構成要素間の関係を想像することは困難であろう。ゆえに、当該モデルを通じて古代ローマ社会を見ると、あたかもそれが極めて限定された垂直的な権力関係のみによる「個」のない社会であったかのような印象を受ける懸念があると思われる⁴。

³ Alföldy, G., *Römische Sozialgeschichte*, Wiesbaden, 1984, S.125, Abb.1. なお、この図を日本語に訳したものが、島田誠『コロッセウムから読むローマ帝国』（講談社選書メチエ、1999年）131頁に掲載されている。

⁴ ただし、ある特定の基準により分類され、社会の構図に布置される人的集団よりもそれら集団を構成する「個」が重要であると主張しているわけではない。筆者のスタンスは、身分制社会にせよ、(理念的には)万人が平等な社会にせよ、「個」がある程度の流動性を持ちながら他の「個」と相互依存的に結びつくネットワークそのものが社会であると考え、それを考察する際には「個人」と「(個人の結びつきとしての)社会」のいずれをも常に念頭に置き、それら二つの概念の対立を想起させるような枠組を設けないというものである。なお、筆者がこうした考えに至ったのは、社会学者ノルベルト・エリアス (Norbert Elias, 1897-1990年)の影響である。彼の想定する社会の在り方については、ノルベルト・エリアス(徳安章訳)『社会学とは何か』(法政大学出版局、2005年)等に記されている。

しかし、それ以上に問題なのは、こうした社会的身分によって十全に分類し、布置できない者たち、換言すれば、様々な法的障壁、差別により市民社会の周辺に位置づけられる者たちのような、所謂「マージナルな」存在が無意識的に看過されていることである。今回取り上げる剣闘士は、まさにその典型とされてきたが⁵、仮に彼らをその法的身分に基づいて先のピラミッド上に位置づけるとすると、その雑多な出自⁶からいくつかの構成要素に「シミ」のように布置されることとなるだろう。だが、様々な史料から浮かび上がる彼ら剣闘士の差別的な処遇⁷を鑑みれば、こうした布置に我々研究者も —そして恐らく古代ローマ人たちも— 首肯しないと思われる。結局のところ、当該モデルにおいて、剣闘士や彼らと同じような境遇にいる者たちは、ピラミッドの「余白」^{マージン}に追いやられざるを得ないのである。

2.2 従来の剣闘士闘技研究の問題

このことは、少なからず「社会史」というジャンルで行われてきた従来の剣闘士闘技研究にも影響を与えているように思われる。事実、そこでは主催者 (editor) と観衆 (spectatores) の視点のみによる見世物の機能・意義の解釈が行われてきた⁸。すなわち、主催者は、盛大な見世物を開催することにより、自らの寛大さ (libertas) を広く観衆の前で披露し、彼らから声望や誉れを獲得して、自らの社会的地歩を確実なものとする⁹。一方、観衆は、目眩く見世物に驚嘆、熱狂するのみならず、闘技の裁定や時に闘技とは全く関係のない事柄について自らの意志を表明し、ゆえに、見世物は、単なる娯楽ではなく、主催者と観衆の相互的な交流の場として機能するというものである¹⁰。言うまでもなく、こうした解釈の精度ないし妥当性は、今後も問われていかなければならない¹¹が、問題は見世物で闘いを繰り広げる剣闘士側の視点が看過されてきたという

⁵ Cf. Wiedemann, Th., *Emperors and Gladiators*, London/New York, 1995, p.112.

⁶ 剣闘士は、その多くが奴隷であったことは疑うべくもないが、様々な史料から直接・間接に被解放自由人のみならず、生来自由人が見世物に登場していたことが知られている (cf. Ville, G., *La gladiature en occident des origines à la mort de Domitien*, Rome, 1981, pp.246-62; Wiedemann, *op.cit.*, p.106ff.)。特に後者に関して、数は少ないながら、それと同定可能な例もある (例えば、*EAOR* I, 70, 94) また、志願剣闘士 (auctoratus) の手続きや、次注で詳しく述べるが、生来自由人に対する見世物出場にあたっての法的障壁の存在が、ある意味でそうした事例があったことを間接的に証明しているように思われる。ただし、後に見るように、剣闘士の法的身分をその記載名から判定するには困難な問題もある。なお、志願剣闘士とその手続きについては、以下の史料及び文献を参照のこと。Cf. "*Aes Italicense*" (Oliver, J.H., Palmer, R.E.A., 'Minutes of an Act of the Roman Senate', *Hesperia* 24 (1955), pp.320-49), I.59ff., I.62f.; Artem. 5. 58 (= Robert, L., *Les gladiateurs dans l'orient grec*, Paris, 1940, p.250, n.1); Juv. 11. 5-8; Petr. 117. 5; Sen. *Ep.* 37. Liv. 44. 31. 15; Sen. *Apocol.* 9. 3; Hor. *Sat.* 2. 7. 58-9; Ville, *op.cit.*, pp.247-48; Mosci Sassi, M.G., *Il linguaggio gladiatorio*, Bologna, 1992, p.77ff., s.v. "auctoramentum".

⁷ こうした例として、騎士身分への叙任禁止 (Quint. *Decl.* 302)、都市参事会への加入禁止 (*EAOR* III, 1; *CIL* I², 593 *add.* pp.724, 739, 833, 916 = *ILS* 6085 *add.*, II.108-13)、市民の共同墓地への埋葬禁止 (*CIL* I², 2123; *Ibid.* XI, 6528 = *ILS* 7846; *EAOR* III, 2(*AE* 1978, 145; Levick, B., 'The Senatus Consultum from Larinum', *JRS* 73, 1983, p.98)、訴訟における告発者及びその証人になることの禁止 (*Coll. Mos.* 9. 2. 2; *Ulp. Dig.* 3. 1. 1. 6) 等が挙げられる。

⁸ これまでの剣闘士闘技研究の動向については、拙稿「剣闘士闘技研究 (munus gladiatorium) 百年史 —政治・文化史から社会・心性史へ」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第52輯 (2006年度) 第4分冊、2007年、21-29頁)を参照のこと。

⁹ 所謂「エヴェルジェティズム論」的な解釈である。 Cf. Veyne, P., *Le pain et cirque*, Paris, 1976; Lomas, K., Cornell, T. (eds.), *Bread and Circuses. Evergetism and Municipal Patronage in Roman Italy*, New York, 2002.

¹⁰ Cf. Wiedemann, *op.cit.*, p.171ff. (特に皇帝と民衆の関係において)

¹¹ 先の注2で紹介した佐野 (2008) は、これまでの剣闘士闘技の研究において無意識に導入されてきた、専ら都市ローマの事例 (もっと言えば、所謂「コロッセウム」における見世物) を基準とする視点やそこから導出される見解に対して疑問を呈し、広大な帝国の各地における具体的事例 (当該論文ではガッリア・ナルボネンシスのネマウススの事例) を再検討することを通じて、剣闘士闘技の在り方についての地域的 (あるいは年代的) な差異や特性を明らかにしようとしている。も

ことである¹²。仮に剣闘士の全てが、自らの意思とは無関係に闘技に出場していたとするのであれば、彼ら側の視点を考慮に入れることは無意味だと言わざるを得ないだろう。だが、以下に取り上げる、彼ら側の視点に立つ唯一の史料である墓碑に刻まれた銘文を目の当たりにする際、我々がそこから受ける印象は、何らかの事情により見世物出場を余儀なくされた「犠牲者」としての剣闘士像とかなり異なってくるように思われる。

こうした史料の存在は、剣闘士闘技という全社会を巻き込む文化的な事象を考察する上で、剣闘士側の視点をその枠組に組み込む必要性を感じさせるものである。筆者は、主催者・観衆・剣闘士という見世物を取り巻く三つの視点（意識）の鼎立・交錯を捉え、そうした包括的な枠組での剣闘士闘技の社会的機能を考察していくことが、その実像に迫る上で重要だと考えている。そして、畢竟、先のピラミッド状の社会モデルに組み込むことのできない剣闘士側の視点を究明することが、古代ローマ市民社会史から文字通りの古代ローマ社会史へと研究の視野を拡大することに資するのではないかと思われるのである。

さて、前置きが少し冗長に過ぎた感みはあるが、以下に本題に入ることとする。

3. 剣闘士の墓碑

3.1 史料の状況

現在、剣闘士の墓碑は、帝国全体で 200 点近くが何らかの形で残存していると推定されるが、原物自体が『ラテン碑文集成 (*Corpus Inscriptionum Latinarum* = *CIL*)』といった主要な史料集成に収録される時点で既に散逸してしまっているケースも多い。ゆえに、図像的に墓碑を考察することが困難なこともあり、さらに銘文が辛うじて後代に伝えられている場合でも、文面に剣闘士に直接関連する記述が見出せないものは、不当に除外せざるを得ないことも考えられる。加えて、現存している史料は、主に紀元後 1 世紀以降に年代推定されており、その多くは 2-3 世紀頃のものである。

また、我々研究者が剣闘士の墓碑（銘）を参照する際、それに特化した史料集というものは存在しない。しかし、こうした剣闘士の墓碑を収録した剣闘士闘技に関連した様々な碑文の集成として、帝国の東方ギリシア語圏において出土した関連碑文を集めたロバート (L. Robert) の『東方ギリシアにおける剣闘士たち (*Les gladiateurs dans l'orient grec*)』(パリ、1940 年) 及び西方ラテン語圏において出土した関連碑文を集成したシリーズ『西方ローマの円形闘技場関連碑文 (*Epigrafia anfiteatrale dell'occidente romano* = *EAOR*)』(ロ

ットも、その最終的な構想は帝国全体に及ぶものであり、それが隈無く見渡せる見地に立った段階で、恐らく何らかの結論が導き出されるように思われる。

¹² 従来の研究における剣闘士像は、常に「古代ローマ市民がいかに見たか」という他者認識に基づくものであり、剣闘士側の視点というものが考慮に入れられることは殆どなかったように思われる。特に見世物の場において観衆の愛顧を勝ち得る側面と実社会における被差別者としての側面という二面性が付与された曖昧かつ矛盾する存在として認識されるのが常である (cf. Ville, *op.cit.*, p.344; Wiedemann, *op.cit.*, p.28ff.)。また、ホープ (V.M. Hope) が、剣闘士の墓碑銘を用いて剣闘士の「アイデンティティ」の問題を正面から取り扱っているが、その結論は従来の説から大きく前進するものではなかったと言わざるを得ない (cf. Hope, V.M., 'Negotiating Identity: The Gladiators of Roman Nimes', in Berry, J., Laurence, R.(eds.), *Cultural Identity in the Roman Empire*, London, 1998, pp.176-95; Idem, 'Fighting for Identity: the Funerary Commemoration of Italian Gladiators', in Cooley, A.(ed.), *The Epigraphic Landscape of Roman Italy*, London, 2000, pp.93-113)。

ーマ、1988年から刊行中¹³)。さらに属州ヒスパニアにおける同様の碑文を集成したセバロス・オルネロ (A. Ceballos Hornero) の『ローマ時代ヒスパニアの見世物 — その碑文 (Los espectáculos en la Hispania romana: la documentación epigráfica)』(メリダ、2004年)がある。言うまでもなく、これらの史料集のみで帝国全土を地理的にカバーすることは不可能なため、CILを始めとする主要な碑文集成、『碑文学年報 (L'année épigraphique = AE)』や個別の関連論文等を参照することが必要であろう。

3.2 剣闘士の墓碑 (銘) の形態・様式

剣闘士の墓碑は、浮彫の施された石碑、骨壺、それから簡素な平板まで多様な形態をとるが、剣闘士の武装を身に付けた故人の姿や闘技に関連する表象を描く浮彫を除けば、それ自体に特有の形態というもの存在しない。しかし、そこに刻まれる銘文には、基本的に古代ローマの一般的な墓碑銘の様式に準拠した要素¹⁴に加え、剣闘士ならではの要素が随所に見受けられる。

まず、武装の種類であるが、「トラキア闘士 (thraex, *gk.* θραξ)」、¹⁵「長槍闘士 (hoplomachus)」、¹⁶「投網闘士 (retiarius, *gk.* ῥηπάριος)」、¹⁷「挑発闘士 (provocator, *gk.* προβοκάτωρ)」、¹⁸「追撃闘士 (secutor, *gk.* σεκούτωρ)」、¹⁹「魚兜闘士 (murmillo, *gk.* μυρμίλλων)」、²⁰「騎馬闘士 (eques, *gk.* ἵππεύς)」、²¹「御者闘士 (essedarius, *gk.* ἐσσεδάριος)」といったものが確認されている。²²次に、称号であるが、少なくとも墓碑銘において確認されているのは、「剣術指南役 (doctor, *gk.* ἐπιστάτης)²³」、²⁴「ルディアリウス (rudarius)²⁵」、²⁶「パロス (palos,

¹³ 本集成シリーズは、現在第6巻まで刊行されている。なお、既刊分の構成は、第1巻「ローマ (Sabbatini Tumolesi, P.(ed.), *EAOR I. Roma*, Roma, 1988)」、第2巻「イタリア第6-11区 (Gregori, G.L.(ed.), *EAOR II. Regioni Italiae VI-XI*, Roma, 1989)」、第3巻「イタリア第2-5区 — シキリア、サルディニア、コルシカ (Buonocore, M.(ed.), *EAOR III. Regioni Italiae II-V*, Roma, 1992)」、第4巻「イタリア第1区 — ラティウム (Fora, M.(ed.), *EAOR IV. Regio Italiae I. Latium*, Roma, 1996)」、第5巻「アルプス沿岸地域、ガッリア・ナルボネンシス、ガッリア三州、ゲルマニア諸州、ブリタンニア (Letizia Caldelli, M., Vismara, C.(eds.), *EAOR V. Alpes Maritimae, Gallia Narbonensis, Tres Galliae, Germaniae, Britannia*, Roma, 2001)」、第6巻「ローマ — 円形闘技場及び関連施設、コロッセウム碑文についての新訂・注釈付 (Orlandi, S., *EAOR VI. Roma. Anfiteatri e strutture annesse con una nuova edizione e commento delle iscrizioni del Colosseo*, Roma, 2004)」となっている。第7巻は、カンパニア地方の関連碑文を取り扱うようであるが (恐らくこれまでの刊行の中で最も注目されるべきものであろう)、残念ながら最初に刊行がアナウンスがされて以来動きが確認できない。

¹⁴ 主なものとして、定型導入句 (Dis Manibus, Θεοῖς Καταχθονίοις 等)、受益者名、出身地、享年、奉獻者 (及びその受益者との関係)、定型結句 (benemerenti fecit, hic situs / -a est 等)がある。なお、各構成要素の記載順は、定型導入句・結句を除き、事例によって異なる。

¹⁵ 剣闘士の武装に関しては、年代による変遷もあるが、墓碑銘の年代が概ね帝政期以降のため、本文に記したものに限られるようである。また、実際の碑の上では、しばしば母音交代、子音異綴等が起こることがある。なお、剣闘士の武装に関する研究は多数存在し、ここで列挙することは難しいが、断片的な史料を綿密に調査し、様々な武装の再現図を収録した Junkelmann, M., *Das Spiel mit dem Tod — So kämpften Roms Gladiatoren*, Zabern/Mainz, 2000 を挙げておく。

¹⁶ 剣闘士団・養成所において剣闘士たちに訓練を施す剣術指南役は、見世物に出場する可能性がないという意味では、剣闘士の称号として分類すべきではないかもしれない。だが、例外的ではあるが、現役剣闘士がこの地位を兼任している例もあるので、しばしば推測されているように剣闘士の最終キャリアとしてこの剣術指南役が位置づけられるかもしれない (cf. *EAOR I*, 59)。

¹⁷ ルディアリウスは、「ルディアリウス」は、剣闘士闘技の開催中、華々しい活躍を収めた後、訓練用の木刀ないし審判 (summa / secunda rudis) が使用する棒状の鞭である「ルディス (rudis)」を与えられた者を意味と考えられる (cf. Ville, *op.cit.*, p.251f., n.57)。仮にその剣闘士が奴隷や徒刑囚だった場合、第一段階の解放となる (*Coll. Mos.*(Ulpianus) 11. 7. 4)。ただし、主人により刑罰として剣闘士養成所に送致された奴隷が、最終的に「ピルレウス (pilleus, 解放帽)」の授与を経て完全に解放されても、その法的身分は「降伏外人類 (peregrini dediticii)」に留まるようである (Gai. *Inst.* 1.13)。なお、この称号自体、史料に登場することは稀であり、墓碑銘も例外ではない (Suet. *Tib.* 7. 2; *EAOR V*, 29, 62)。

gk. πάλος)¹⁸、¹⁹「ウェテラヌス (veteranus)」、²⁰「訓練生 (tiro, gk. τείρων)」である。それから、故人が生前に何らかの組織に所属していた場合は、剣闘士団ないし養成所 (familia gladiatoria vel ludus gladiatorius) に関する記述が見られることもある。そして、就中目を引くのが、見世物における故人の戦績である。これは、単純に出場回数と勝利数のみを記す場合が多いが、時に引分回数、放回回数が付記されることもある²¹。当然のことながら、これらの要素が全て記載されるとは限らず、その有無が碑銘の年代推定の基準とされることもある。

なお、剣闘士の墓碑銘の特徴として、まず銘文に受益者の法的身分が直接明示される例は比較的少ないということが言えるだろう²²。それから、後段で点数取り上げるが、ギリシア語碑文の場合は、その文体がこれまで述べてきた様式には必ずしも準拠しないことも付言しておく。

3.3 建立場所について

続いて、こうした記念物の建立場所であるが、後代における石材としての転用や古物収集家たちの不手際な発掘作業により、特定困難な場合が多いのが実情である。しかし、ネマウス (Nemausus、現仏ニーム) 及びサロナ (Salona、現クロアチアのソリン) において、剣闘士の墓碑が市民の共同墓地から離れた円形闘技場 (amphitheatrum) 付近で集中的に発見されたことから、社会的な差別により、それらを都市の公共墓

¹⁸ パロス称号は、剣闘士団・養成所における同一武装の集団内での序列を示す称号と考えられ、序数詞が伴うことによりその地位が表される。例えば、最も優れた者は「筆頭剣闘士 (palus primus, gk. πάλος πρῶτος)」、二番目の者は「次席剣闘士 (palus secundus, gk. π. δεύτερος)」となる。ラテン語の墓碑銘においてはここまでしか確認できないが、ギリシア語のそれにおいてはより下位のパロス称号、すなわち「第三剣闘士 (π. τρίτος)」「第四剣闘士 (π. δ' = τέταρτος)」等が存在する。また、カーター (M. Carter) によれば、「πάλος γ'」(すなわち第三剣闘士)と読む可能性も考慮に入れつつ、さらに「第六剣闘士 (π. ς' = ἕκτος)」「第八剣闘士 (π. η' = ὀγδοος)」といった称号が確認できるという。なお、小アジアのエベソスで発掘されたセイドニス (Seidonis) という名の剣闘士の墓碑には、はっきりと「第七剣闘士 (ΠΑ Ζ' = ἑβδομος)」と読むことができる。なお、当該称号は、紀元後1世紀後半以降にようやく史料上確認できるが、その創始は明らかに帝国西方であると言い得る一方で、東方における事例が圧倒的に多い。なぜこうした頻度の不均衡が起こっているのか、現在のところ結論を見出せない状況である。Cf. Lafaye, G., 'GLADIATOR', in Darenberg, Ch., Saglio, E.(eds.), *Dictionnaire des antiquités grecques et romaines*, vol.II-2, Paris, 1896 [repr. 1960], p.1590; Robert, *op.cit.*, pp.29-31; Ville, *op.cit.*, p.324, n.217; Grosschmidt, K., Kanz, F.(hrsgb.), *Gladiatoren in Ephesos. Tod am Nachmittag*, Wien, 2002, S.78-79; Carter, M., 'Gladiatorial Ranking and the "SC de Pretiis Gladiatorum Minuendis" (CIL II 6278 = ILS 5163)', *Poenix* 57 (2003), pp.89-100.

¹⁹ ウェテラヌスは、「ある程度」の期間、剣闘士団・養成所に所属し、戦歴を積み重ねた熟練・古参剣闘士を意味すると考えられるが、この称号の解釈に関しては、古くから議論的となっており未だに結論が出ていないため、さらなる研究が必要であろう。Cf. Meier, P.J., *De gladiatura Romana quaestiones selectae*, Bonn, 1881, p.53; Mommsen, Th., 'Die Gladiatorentesserer', *Hermes* 21 (1886), p.267; Ville, *op.cit.*, pp.311-12.

²⁰ 訓練生とは、剣闘士団・養成所内に入所した後、まだ実際の闘技に出場していない者のことを指す。Cf. Mosci Sassi, *op.cit.*, pp.179-80, s.v. "tiro, -onis".

²¹ いずれも銘文上は数詞(あるいは数箇語)のみが表記されるのが殆どであるが、解読する際には、それぞれ「pugnae, -arum / pugnavit」、²²「coronae, -arum / palmae, -arum / victoriae, -arum / vicit」、²³「stans missus, stantes missi」、²⁴「missus, -si」と適宜補う場合がある。なお、勝利数には左右反転の「C」—実際の形状は左辺が大きいことを意味する不等号(>)に近い—が明示的に先行することが多いが、こうした形式での表記はポンペイの落書きにも見受けられるものである (cf. CIL IV, 4420, 12038, etc.)

²² 墓碑銘における受益者の法的身分を判定する際、しばしばその名称が根拠とされる場合がある。実際、剣闘士の墓碑銘においてもそうした判定方法が可能なのもあるが、彼らが生前にステレオタイプ化した「通称」を使用し、それがそのまま墓碑に刻まれている可能性を考慮すると、個人名のみが記されている事例でも、単純に奴隷と判ずることができないため、注意が必要であろう。なお、剣闘士の名称については、Mosci Sassi, *op.cit.*, p.183ff.を参照のこと。

地に設置することが避けられた可能性が示唆されている²³。確かに、彼らとその身分の卑しさや生業から、市民たちによって特別な区域への埋葬を強制されていたことは十分に考えられるが、その一方で、紀元後 19 年の元老院決議を記した『ラリヌム碑文』の規定²⁴を踏まえると、少なくとも法的にそのような規制がなされていないかとも考えられる。いずれにせよ、現段階では、剣闘士の埋葬に関する認識が、地域により異なっていたと考えざるを得ないだろう。

4. 墓碑銘における剣闘士の生と死

4.1 墓碑銘の諸例

それでは、史料に関する基本的な事柄を踏まえた上で、本節では実際の墓碑銘の諸例²⁵を検討してみたいと思う。なお、掲載したテキストの読みは、直接引用した出典の校訂者たちに準じている。また、各銘文に付した筆者による訳が、原文のニュアンスを残すために直訳調の不格好なものになっていることをあらかじめご了承いただきたい。

【1】筆頭投網闘士 M・ウルピウス・アラキントウスの墓碑銘

D(is) M(anibus). // M(arco) Ulpio / Aracinto retia(rio), / Hispano, p(alo) prim(o), / natione Palanti= / nus; pugnavit / [in Ludo] Imp(eratoris) XI, / [vixit? an]n(is) XXXIII²⁶.

死者の魂に(捧ぐ) ヒスパニア人、筆頭剣闘士、パランティア出身の投網闘士マルクス・ウルピウス・アラキントウスのために。彼は皇帝剣闘士養成所において 11 回闘い、34 年生きた。

これは、筆頭投網闘士 M・ウルピウス・アラキントウス (M. Ulpius Aracintus) に捧げられた墓碑である。ローマで出土したと考えられているが、原碑文が散逸しており、墓碑の詳しい形態等のマテリアル面に関する情報は、CIL の注記に頼るしかない(それによれば、大理石板だったようであるが、CIL に収録する時点で墓碑は散逸していた²⁷)。銘文によれば、彼はヒスパニア・タッラコネンシスにある都市パランティア (Pallantia、現西パレンシア) 出身で、皇帝の所有する剣闘士養成所に所属し、11 度の闘技に出場し、死亡したのは 34 歳の時であった。また、その名から、彼がトラヤヌス (M. Ulpius Traianus、在位 98-117 年) の被解放自由人であった可能性が高いと考えられている。ゆえに、彼が皇帝剣闘士養成所内で最も高い評価を受けた投網闘士として活躍し、命を落としたのは、トラヤヌスの治世かその少し後の時代と推定されてい

²³ Cf. Ville, *op.cit.*, p.340, pp.462-3; Hopkins, K., *Death and Renewal*, Cambridge, 1983, p.23; Wiedemann, *op.cit.*, p.30; Hope, *op.cit.*(1998), pp.182-84.

²⁴ EAOR III, 2, ll.14-16 (cf. Levick, *op.cit.*, p.98): neve quis eorum de quibus [s(upra) / s(criptum) e(st) si id contra dignitatem ord]= / [nis su]i faceret Libitinam haberet, praeterquam si quis iam prodesset(!) in scaenam operasve / [suas ad ludum locasset si]= / [ve na]tus natave esset ex histrione aut gladiatore aut lanista aut leone. (また上に記された者たち [=元老院議員、騎士]のうち、そのようなこと [=見世物出演]を自らの身分の品位に反してなした場合、葬儀〔埋葬?〕を行うべからず。〔ただし、〕既に舞台に出演ないし自らの労力を剣闘士養成所へと貸し出した者、また役者、剣闘士、ラニスタ、奴隷商人から生まれでた者の場合はこの限りにあらず。)

²⁵ 今回取り上げることのできた剣闘士の墓碑の事例は、わずか 10 点のみとなったが、これは本稿の元となったシンポジウム報告の時間的制約によるものである。また、地域的に限られていることも、シンポジウムのテーマである「地中海地域」ということを念頭においたためであることを付言しておく。

²⁶ EAOR I, 85; CIL VI, 10184.

²⁷ EAOR I, p.76.

る。

【2】魚兜闘士兼挑発闘士アンティゴヌスの墓碑銘

D(is) M(anibus) // Antigono, / myrmilloni / qui et / provocatori(!) (*scil. fuit*), / secundo palo / Campaniae, / Maximinus, / provocat[or], / primus palu[s - - .ca.²⁷], / b(ene) m(erenti) [p(osuit) ve/ p(onendum) c(uravit)]²⁸.

死者の魂に（捧ぐ）。アンティゴヌス、魚兜闘士でかつ挑発闘士でもあった、カンパニアの次席剣闘士のために、マクシミアス、筆頭挑発闘士が、相応しきものために、設置した（設置されるよう配慮した）。

これは、魚兜闘士兼挑発闘士であったアンティゴヌス（Antigonus）に、筆頭挑発闘士のマクシミアス（Maximinus）が捧げた墓碑銘である。この大理石製の石碑は、北イタリアの都市ラヴェンナ（Ravenna、現イラヴェンナ）で出土し、現在エミリア・ロマーニャ考古局に所蔵されている。そのサイズは、高さ 68、幅 35.3、厚さ 5 センチメートルである。剣闘士が 2 種類の異なった武装を同時に専門とするのは非常に珍しいが、校訂したグレゴリ（G.L. Gregori）が解釈しているように²⁹、次席剣闘士（secundus palus）は挑発闘士としての称号だと思われる（奉献者の称号との関連からの解釈である）。また、パロス称号の有効範囲が、ある特定の剣闘士団・養成所ではなく、地域（この場合はカンパニア）であることが示されていることも特徴的で、筆頭剣闘士から次席剣闘士に墓碑が捧げられるという剣闘士同士の人間的な繋がりを示唆している例としても注目すべきであろう。なお、年代は刻字の特徴から後 2 世紀後半と推定されている。

【3】第三剣闘士メリオネスの墓碑銘

Μηριόνης πά= / λος τρίτος ἐκέ= / λειυσεν ἑαυτῶ / γενέσθαι³⁰.

メリオネス、第三剣闘士が、自らのために（自費で）制作されるよう配慮した。

これは、バルカン半島西部テッサリア地方の都市ラリッサ（Larissa、現希ラリサ）で出土した武装不明の第三剣闘士メリオネス（Meriones）の墓碑に刻まれた銘である。詳細は不明ながら、碑にはヘルメス（Hermes）の浅浮彫が施されているようである³¹。たった一行の銘文であるため、一見取り立てて注目すべき点がなさそうではあるが、第三剣闘士（πάλος τρίτος）というラテン語碑文では見られない下位パロス称号が記載されていること、また受益者と奉献者が同一である（すなわち剣闘士が自ら建立に関与している）ことを鑑みれば、剣闘士の墓碑銘の中でも非常に貴重な史料であることは明らかである。なお、碑の年代は不詳であるが、パロス称号の記載があることから、後 2～3 世紀頃のものであると推察される。

【4】第四剣闘士ピクトルの墓碑銘

(Iac.) Βίκτηωρ ἔθανον στα[ιδίους παρὰ] μοῖραν, / νεικήσας μὲν π[άντας] ἔλοῦσα | δὲ μοῖρα κραταιή / ἤγαγε [μ' εἰς
Ἄιδη]ν (?), καὶ νῦν τύμβουσι πρόκειμαι / ἔσχα τ[έλος] βίτου χειρῶν φοινίαις Ἀμαράντου. //

²⁸ EAOR II, 42; Bermond Montanari, G., in AA.VV., *XXXIV Corso di Cult. arte Rav. Biz.*, Ravenna, 1987, pp.28-29.

²⁹ EAOR II, p.62.

³⁰ Robert, *op.cit.*, 57; *IG IX 2*, 982.

³¹ ロペールによれば、墓碑にヘルメスを描いた浅浮彫が施されている例は、テッサリア地方では頻繁に見受けられるようである。 Cf. Robert, *op.cit.*, pp.45-46.

πά(λος) δ³².

(欠損)...ピクトルは、不幸にも闘技場で死亡した、彼は全ての者を打ち負かしたにも関わらず。「だが、残酷な運命(モイラ)は私を捕え、ハデスの元へ(冥府に)導き、今や私は墓地に横たわっている。アマラントスの血なまぐさい手により、私は一生の終わり(死)に達した。」

第四剣闘士

これは、小アジア西部のリュディアはトラッレス(Tralles、現トルコのアイディン)で出土した角柱型の墓碑に刻まれた銘で、武装不明の第四剣闘士(πά(λος) δ = τέταρτος)ピクトル(Biktor)に捧げられたものである。碑の上部が欠損しているが、ちょうどその「柱頭」状の面に所狭しと文字が刻まれており、その形式・内容はこれまで見てきたものとはかなり異なっている。中途から始まる死者の「独白」を含むその銘文は、剣闘士であるピクトルが闘技場で亡くなった一部始終を、ある種文学的に描いている。加えて、この碑の「柱身」部分には恐らく故人の姿と思われる剣闘士の全身像を描く浮彫が施されており、その武装から、この剣闘士が挑発闘士(provocator)であったことが推察される。なお、この碑は現在イスタンブール美術館に所蔵されている。

【5】訓練生マケドに捧げる墓碑銘

D(is) M(anibus). // Macedoni thr(aeci) / tiro(ni), Alexandrin(o), / ben(e) mer(enti) fec(it) / armatura thraecum / universa; vix(it) ann(is) XX, / men(sibus) VIII, dieb(us) XII³³.

死者たちの魂に(捧ぐ)。トラキア闘士訓練生、アレクサンドリア出身のマケド、相応しき者のために、全トラキア闘士が建立した。彼は20年8ヶ月12日生きた。

これは、エジプトのアレクサンドリア(Alexandria、現エスケンデレイヤ)出身、トラキア闘士訓練生のマケド(Macedo)に捧げられた墓碑銘である。出土地は不明で、原碑文も既に散逸しているが、その墓碑が大理石板の形態を取り、その上部には盾と長剣を装備した剣闘士の姿が描かれていたことが伝えられている³⁴。注目すべきは、恐らく剣闘士団・養成所といった人的枠組の中の全トラキア闘士が、訓練生のために墓碑を建立しているということである。また、彼が訓練生のまま追悼されているということが、彼が剣闘士団・養成所に入ってそれほど期間が経たないうちに、事故か病で不慮の死を遂げた可能性を示唆している。この碑の年代を推定する材料が今日一切残されていないものの、校訂したサツパティニ・トゥモレシ(P. Sabbatini Tumolesi)は、後1~2世紀頃のものだと推定している。

【6】自由魚兜闘士リュクスの墓碑銘

D(is) M(anibus). // Lyco lib(ero) mur(milloni), / scaev(a) scil. pugna, pugna(rum) IIII, / fec(it)

³² Robert, *op.cit.*, 148(pl.II).

³³ EAOR I, 97; CIL VI, 10197; ILS 5089.

³⁴ EAOR I, p.83.

Longinas(!) / lib(er) contrarete, / fratri b(ene) m(erenti)³⁵.

死者たちの魂に（捧ぐ）左利きの自由魚兜闘士リュクス、四度闘った者のために、自由対網闘士ロンギヌスが、兄弟、相応しき者のために建立した。

これは、「左利き (scaeva pugna)³⁶」の自由³⁷魚兜闘士リュクス (Lycus) に捧げられた墓碑銘である。奉献者は、彼と異なる武装を専門とする自由対網闘士 (liber contrarete) ロンギヌス (Longinus) であるが、この 2 名の関係が「兄弟」であったことが示されている（実際に両者が血縁関係にあったか否かは不明であるが）。なお、これも先ほどの例に続きし、出土地が不明で、原碑文が散逸しているが、校訂者のサツパティニ・トゥモレシは、闘技への出場回数のみが示していることを踏まえ、後 1 世紀後半という年代を提示している。

【7】古参トラキア闘士 M・アントニウス・ニゲルの墓碑銘

Diis Manibus. / M(arco) Antonio Nigro, / veterano thraeci, / qui vix(it) ann(is) XXXVIII, / pugnavit XVIII, / Flavia Diogenis / coniugi quo bene / merenti / de suo fecit³⁸.

死者たちの魂に（捧ぐ）古参トラキア闘士マルクス・アントニウス・ニゲルのために。かの者は、38 年生き、18 回闘った。フラウィア・ディオゲニス、自らの夫、相応しき者のために、私財から建立した。

これは、古参トラキア闘士 M・アントニウス・ニゲル (M. Antonius Niger) に捧げられた墓碑銘である。38 歳という年齢は、剣闘士としては比較的年長の部類である。奉献者は、彼の妻フラウィア・ディオゲニス (Flavia Diogenis) であり、彼女が私費で建立したことを明示している。残念ながら出土地不明で原碑文が散逸しているが、校訂者のサツパティニ・トゥモレシは、フラウィアという名がフラウィウス期のいずれかの皇帝との直接・間接的な庇護関係を示している可能性を考慮して、後 1 世紀という年代を提示している³⁹。

【8】追撃闘士フランマの墓碑銘

Flamma s'e(c)utor vix(it) an(nis) XXX; / pugna vi t XXXIIII, vicit XXI, / stans (scil. exit) VIII, / mis(sus) IIII, nat(ione) Syrus; / hui c Delicatus, coarmio merenti fecit⁴⁰.

追撃闘士フランマは 30 年生きた。彼は、34 回闘い、21 回勝利を収め、9 回引き分け、4 回放免された。シリア出身。デリカトゥスが、この者、同僚であり、相応しき者のために建立した。

イシチリアはパレルモ出土のものと考えられているこの墓碑銘は、シュリア (Syria) 出身の追撃闘士のフランマ (Flamma) に捧げられたものである。これも残念ながら原碑文が散逸しており、今日写本が残るだけだが、注目する点としては戦績が完全な形で記されている点である。また、同僚 (coarmio vel. coarmius)

³⁵ EAOR I, 75; CIL VI, 10180; ILS 5105.

³⁶ Cf. Mosci Sassi *op.cit.*, pp.169-70, s.v. "scaeva, -ae".

³⁷ 「自由 (liber)」とは、この場合闘技への関わり方、すなわち強制的に闘技に出場させられているのではなく、自らの意志で参加しているという意味である。 Cf. Sabbatini Tumolesi, P., *Gladiatorum paria. Annunci di spettacoli gladiatorii a Pompei*, Roma, 1980, p.100f.

³⁸ EAOR I, 93; CIL VI, 10195; ILS 5090.

³⁹ EAOR I, p.81.

⁴⁰ EAOR III, 70; CIL X, 7297; ILS 5113.

と解される用語が明確に使われている唯一の例でもある。校訂したブオノコレ (M. Buonocore) は、引分回数、放免回数の記載があることから後 2 世紀頃のものとして推定している⁴¹。

【9】投網闘士グラウスの墓碑銘

D(is) M(anibus). // Glauco, n(atione) Muti= / nensis(!), pugnar(um) / VII, ((*theta nigrum*)) (i.e. obiit) VIII (i.e. octava) (scil. pugna); vixit / ann(is) XXIII, d(iebus) V; / Aurelia marito / b(ene) m(erenti) et amatores / huius. Planetam / suum / procurare / vos moneo: in / Nemese ne fidem / habeatis: / sic sum deceptus! / Ave! Vale⁴²!

死者の魂に(捧ぐ)、グラウス、ムティナ出身、7 回闘い、8 回目の闘いで死亡した者のために。彼は 23 年と 5 日生きた。アウレリアが、相応しき夫のために、そしてこの者の愛好者たちが(建立した)、「自らの凶星を避ける(贖う)よう君たちに勧告する。ネメシスを信ずるな。だから私は欺かれてしまったのだ! さらば! ごきげんよう!」

これは、ムティナ (Mutina、現伊モデナ) 出身の剣闘士グラウス (Glauco) に捧げられたものである。原碑文は散逸しており、詳細は不明であるが、碑の上部には投網闘士の姿が描かれていたことが伝えられている。奉献者は妻アウレリア (Aurelia) と彼の愛好者たち (所謂ファンであろうか?) である。特に銘文の末尾で数行にわたって記された死者による自嘲的な「独白」は印象的である。なお、年代に関して、校訂者のグレゴリは、妻の名 (アウレリア) が皇帝 (M・アウレリウス M. Aurelius Antoninus [在位 161~180 年]) かその息子コンモドゥス L. Aelius Aurelius Commodus [在位 176~192 年]) との繋がりを示していると考えられる点、また復讐の女神ネメシス (Nemesis) への信仰の広がりの時期を考慮し、後 2 世紀末~3 世紀と推定している⁴³。

【10】筆頭追撃闘士ウルピクスの墓碑銘

D(is) M(anibus). // Urbico, secutori, / primo palo, nation(e) Flo= / rentin(o), qui pugnavit XIII, / vixsit(!) ann(is) XXII, Olympias, / filia quem(!) reliquit me(n)si(bus) V, / et Fortune(n)sis filiae / et Laurica uxor, / marito bene merenti, / cum quo vixsit(!) an^n(is) VII. // Et moneo ut quis quem vic[e]= / rit, occidat. // Colent Manes amatores ipsi= / us⁴⁴.

死者たちの魂に(捧ぐ)、筆頭追撃闘士、フロレンティア出身のウルピクス、13 回闘い、22 年生きた者のために、6 ヶ月で残された娘オリュンピア、フォルトゥネンシス、ならびに妻ラウリカが、共に 7 年間生活した夫であり相応しき者のために。「そして私は、ある者がある者に打ち勝ち、殺すよう勧告する。」死者たちの魂をかのかの者たちの愛好者らは讃える。

この碑は、メディオラヌム (Mediolanum、現伊ミラノ) において出土した大理石製の碑で、今日でも同地のスフォルツァ城美術館で目にする事ができる (サイズは、高さ 74、幅 38、厚さ 8 センチメートル)。

⁴¹ EAOR III, p.103.

⁴² EAOR II, 47; CIL V, 3466; ILS 5121.

⁴³ EAOR II, p.66.

⁴⁴ EAOR II, 50; CIL V, 5933; ILS 5115.

碑の上部には、剣を構えた剣闘士の姿が彫られており、保存状態もかなりいいと言える。受益者は、フロレンティア (Florentia、現伊フィレンツェ) 出身の筆頭追撃闘士ウルピクス (Urbicus) である。奉献者として、妻 (ラウリカ Laurica) のみならず二人の娘 (オリュンピア Olympia、フォルトゥネンシス Fortunensis) が併記されていることは珍しい。また、享年が 22 でありながら、筆頭剣闘士の地位を得、13 回の闘技に出場し、かつ妻と生活を 7 年間共にしたというのは、少し奇異な印象を受けるのも事実である。このことに関して、校訂者のグレゴリは、該当行における刻字の誤りの可能性を示唆しており、受益者の年齢を 32 歳であったと推測している。先ほどの例と同様、この銘文にも一人称の死者の「独白」が見られるが、より具体的に痛烈なその文言 (復讐の勧告) は、遺族たる奉献者の深い悲しみや、受益者を死に追いやった相手への怨恨、憎悪といった強い感情を思わせるものがある。年代については、銘文の形式 (主に定型導入句 *Dis Manibus* 及び筆頭剣闘士という称号の使用、銘文に見受けられる言語的な現象 (綴り等) 刻字の特徴から後 2 世紀末~3 世紀頃のもの) と推定されている⁴⁵。

4.2 墓碑銘から浮かび上がる剣闘士像

さて、ごくわずかな事例ではあるが、前節では実際の剣闘士の墓碑銘を検討してきた。ここでは、それらが我々に伝える様々な情報を踏まえ、そこから浮かび上がる剣闘士像について述べてみたいと思う。

まず、剣闘士の墓碑銘において目を引くのが、受益者の名誉・地位 (称号、戦績) の記載である。剣闘士の墓碑に関しては、上記【3】の事例のごとく、その建立に受益者本人が関わることは極めて稀であり⁴⁶、その意味で刻まれた銘文の内容は奉献者の意図が反映されたものであると言える⁴⁷。このことから、少なくとも受益者の名誉や地位を示す銘文は、奉献者が受益者に対して抱く誇りの表明であったとすることができると思われる。

また、特に称号について述べると、それ自体が同類他者との区別の証として機能するわけだが、そのような力量の比較が可能となる人的枠組 (剣闘士団・養成所) が存在していたという意味で、一連の称号は間接的に特定の間人集団への帰属性とその意識を示すものであるとすることもできるだろう。このことを裏打ちするかのよう、奉献者が主に近親者や同僚 (特に所属する組織内の同一武装の剣闘士たち) であること⁴⁸、

⁴⁵ EAOR II, p.68.

⁴⁶ 見世物において劇的な死を遂げることが多いと推察される剣闘士が、入念な準備の上で碑銘の草案を書き上げ、やがてくる死に臨むというのは考えがたい (例えば、少し後代になるが、死後の評判を気にして銘文の文言に一字一句注意を払う 5 世紀の政治家・文筆家シドニウス・アポッリナリス C. Sollius Modestus Apollinaris Sidonius (430-89 年頃) のように。Cf. *Sid. Apoll. Ep.* 3.12.5)。また、いつでも死と隣り合わせの生業をしているということが、彼らにその覚悟をさせ得ると考えると、もう少し生前の建立の事例があってもおかしくなさそうだが、少なくとも自らの意志で剣闘士の世界に身を置く者たちは、自らの死を予感させるようなものから、あえて遠ざかっていた可能性も考えられるだろう。

⁴⁷ しかし、こうした葬送記念物の建立に受益者と同じ境遇を共有する同業者たちが関わっていた事実を勘案すると、碑銘上の表現に込められた感情や意識が、専ら奉献者たちだけのものでも考えられない。なぜなら、少なくとも剣闘士の墓碑銘に特有の要素が、ある種「慣習」として定着化していたことは疑いようもなく、ゆえに葬られた者たちも、生前同僚の剣闘士に対する奉献に関わる際に、そうした「慣習」に従って葬送記念物を建立していた可能性もあるからである。

⁴⁸ なお、奉献者に関して少し付け加えておくと、剣闘士が葬儀組合に所属している場合があり、墓碑建立にその構成員が関わる事例も存在する。ただし、そうした組合が剣闘士団ないし養成所の枠組外で結成されていた事例は確認されていないため、剣闘士団ないし養成所に同じく所属するもの (すなわち同僚) とどこまで区別する必要があるかは疑問である。Cf. EAOR I, 45(CIL VI, 631; ILS 5084), 46(CIL VI, 632; ILS 5084a), 47(CIL VI, 3713 = 31006; *Ibid.* XIII, 326), 83(CIL VI, 7659; ILS 5109), 84; EAOR V, 14(ILGN 436), 19(ILGN 434), 63(AE 1929, 110).

つまり墓碑銘の存在それ自体が受益者と彼らをつなぐ絆を示すものであると考えられる⁴⁹。

それから、時折見られる閲覧者へのメッセージにも注目すべきであろう。これは、墓碑銘の定型表現から漏れ出た（つまりそのみでは表現しきれない）奉献者の哀悼の感情を表していると解され、そうした銘文からは、この葬送記念物を目の当たりにする人々に共感を引き起こそうとする欲求が垣間見られるように思われる⁵⁰。

このように、受益者の闘いの記録と地位、それらに対する奉献者たちの誇り、特定の人的集団への帰属性、そして奉献者たちの感情といった一連の特徴を踏まえると、彼らの墓碑銘からは、意識を共有し、感情を交え得る人的紐帯を有する《闘う者》としての剣闘士の姿が浮かび上がってくるのではないだろうか。

4.3 葬送記念物としての剣闘士の墓碑のあり方

ところで、剣闘士の墓碑（銘）を考察するにあたって、さらに検討しなければならないのは、その在り方である。古代ローマにおける葬送記念物建立の目的は、小プリニウス(C. Plinius Caecilius Secundus, 63~113年頃)がその書簡の中で述べているように、死後もなお、故人の名声を永続化し、広く人々に誇示することであったと考えられる⁵¹。今日でもなお各地の街道沿いや市壁の側に残る古代ローマ時代のネクロポリスの壮観な様子を見れば、そのことは明らかであろう。しかしながら、こと剣闘士の墓碑銘については、このような説明を適用するのには留保が必要だと思われる。

ここで想起すべきなのは、古代ローマ社会における剣闘士の位置づけが、あくまで「不名誉なる者たち (infames)⁵²」であったということである。そのような彼らのために墓碑銘を建立すること、すなわち彼らの生前の生業を死後も明示することは、少なくとも奉献者が受益者の近親者である場合、自らの「卑賤さ」の証明と永続化に繋がるだろう。もっと言えば、そうした記念物により、タキトゥス (Cornelius Tacitus, 56~117年頃)がある種の「羞恥」を感じながら述べる、後43年の補充コンスル (consul suffectus) であったクルティウス・ルフス (Curtius Rufus) のごとく⁵³、奉献者たちは相応の差別を受ける可能性があるということである。

⁴⁹ ちなみに、奉献者が受益者の庇護者 (patronus, -a) である事例は稀である。このような事例としては、ケルン出土の二人の剣闘士のために建立されたものがある (EAORV, 65 [Tav. XXIX, fig.1])

⁵⁰ 特に上記【10】の「復讐の勧告」は、それが実現可能な人間、すなわち同業者である剣闘士に向けられた強いメッセージであると解することもできよう。

⁵¹ Plin. Ep. 9. 19: Omnes ego qui magnum aliquid memorandumque fecerunt, non modo venia verum etiam laude dignissimos iudico, si immortalitatem quam meruere sectantur, victurique nominis famam supremis etiam titulis prorogare nituntur. (私は、何か大それた、記憶されるべきことをなしたあらゆる人々を、真実好意からのみならず、称賛をもって極めて正当であると考えます。もし、かような人々が受けるに足る不滅さを追い求め、永続する名声の誉れを最後の碑銘〔墓碑〕によって長続きさせようとするとしても。)

⁵² Cf. Ville, *op.cit.*, p.339ff.; Wiedemann, *op.cit.*, p.28ff. しかし、「不名誉」あるいは「破廉恥」とも訳されるこの「infamia」ないしそれを被る者たちである「infames」という概念は、何か一定の形式をとるものというわけではなく、不定形なものゆえに把握しづらいものである。 Cf. Greenidge, A.H.J., *Infamia. Its Place in Roman Public and Private Law*, Oxford, 1894; Kaser, M., 'Infamia und ignominia in den römischen Rechtsquellen', ZRG 86 (1956), S. 265-283; Hornblower, S., Spawforth, A. (eds.), *The Oxford Classical Dictionary* (3rd ed.), 1996, s.v. "infamia". なお、剣闘士の被った具体的な差別 (法的障壁) については、上記注7を参照のこと。

⁵³ Tac. Ann. 11. 21. 1: De origine Curtii Rufi, quem gladiatore genitum quidam prodidere, neque falsa prompserim et vera exsequi pudet. (クルティウス・ルフスの素性について、かの者が剣闘士によって生み出されたと彼らは報告した (報告する者たちがいた) が、嘘は述べまい、真実を記すことが恥ずかしいけれども。)

ところが、既に前段までに見てきたように、剣闘士の墓碑の奉獻者の殆どが近親者が同僚である。また、彼らの建立した墓碑に刻まれた銘文からは、友情や愛情といった故人に対する彼らの思いが込められていたことは疑いようもなく、その文面には被差別的な感情をほのめかすような部分は見受けられない（そのような感情があったのであれば、そもそも墓碑を建立するに至ることはなかったであろう）。

このことをどのように解釈するのかは、非常に難しい問題であるが、少なくとも故人の生業の卑しさやそれゆえに自らが被るであろう差別を省みず、一連の葬送記念物を通じて故人の生を永続化し得たということをも勘案するならば、ローマ市民（とりわけ彼らに対する差別的意識を有する者）と、剣闘士及びその縁者たちとの間には、ある種の価値観・意識の齟齬があったと言わざるを得ないであろう⁵⁴。

5. おわりに

以上、これまで剣闘士の墓碑（銘）について、その形態・形式、墓碑の諸例及びそこに見出される特徴の考察を行い、それぞれに関する筆者の見解を述べてきた。紙幅の都合上、限定的かつ初歩的なものとなった憾みがあるが、最後に、本稿を通じて明らかになったことを纏めつつ、剣闘士の墓碑（銘）の史的価値について現時点における結論を付し、擲筆しようと思う。

凡そ紀元後1世紀から3世紀にかけて確認される剣闘士の墓碑は、主に彼らの近親者や同僚の手によって建立された。その銘文には、受益者の見世物における戦績、剣闘士団ないし養成所における地位、時に故人が自ら閲覧者に対して託したかのようなメッセージが刻まれており、そこからは奉獻者たちが受益者に抱く誇りや愛情といった感情・意識を見出すことができた。彼らは、古代ローマ社会における受益者の差別的な境遇を、また墓碑建立に伴って自ら被るであろう差別を省みることなく、故人の生前の業績を永続的な形式で残すことを望んだ。これらのことは、古代ローマ市民（少なくとも後代にその言説を遺すことが可能であった一部の政治的・知的エリート層）の立つ慣習的・法的見地からは理解できない「名誉、誇り」に関する意識を彼らが抱いていたこと、また墓碑を捧げられた剣闘士たちが、その意識を共有し、感情を交え得る人的紐帯を有していたことを示唆していると考えられる。

剣闘士にとって、見世物における闘いは、その存在意義を担保するもの、あるいは生の究極の目的であったということもできるだろう。だが、それはあくまで主催者・観衆の視点から見た剣闘士の在り方である。むしろ、彼ら剣闘士「側」の唯一の史料である葬送記念物からは、熱狂と喧騒に満たされた見世物の場では不可視な、剣闘士の《Homo Pugnans》の別の一面、すなわち彼らの《Homo "Non" Pugnans》としての彼らの姿を垣間見ることできるように思われる。この意味において、剣闘士の墓碑（銘）は、古代ローマ市民社会のピラミッドから外れた存在の在り方とその意識を探る重要な手がかりと成り得ると結論づけることができるのではないだろうか。

⁵⁴ こうした記念物を考察する際に、「誰に向けて作られ、誰が見たのか？」という墓碑の閲覧者に関する問題を避けて通ることはできないだろう。しかし、奉獻者側の意図とは異なり、対象が不特定多数であるがゆえに（記念物は「公開」されている）解明することは困難を極める。ただ、剣闘士の世界の外側にいる人間にとって、恐らく彼らと接するのは主に見世物の場であったと考えられる。ゆえに、こうした剣闘士に関する記念物を見る際には、当然「見世物における剣闘士」というフィルターを媒介として理解されたと思われる。それでも、そのことがさらに閲覧者の意識にどのような作用をもたらしたのかについては、残念ながら現時点で解答を見出すことはできていないのが現状である。筆者としては、この問題について、今後の課題としていきたいと考えている。